

費用の配賦・レートメイクについて

平成27年11月
中国電力株式会社

I . 費用の配賦（個別原価計算）について

1. 費用の配賦（個別原価計算）の概要

- 託送料金の算定にあたっては、以下の手順で託送料金原価を整理しています。

- ① 会社全体の原価（総原価）※¹から託送料金原価を特定。
- ② 総原価から特定した託送料金原価を、新算定省令※²に従って整理し、最終的に特別高圧・高圧・低圧の三需要種別に配分。

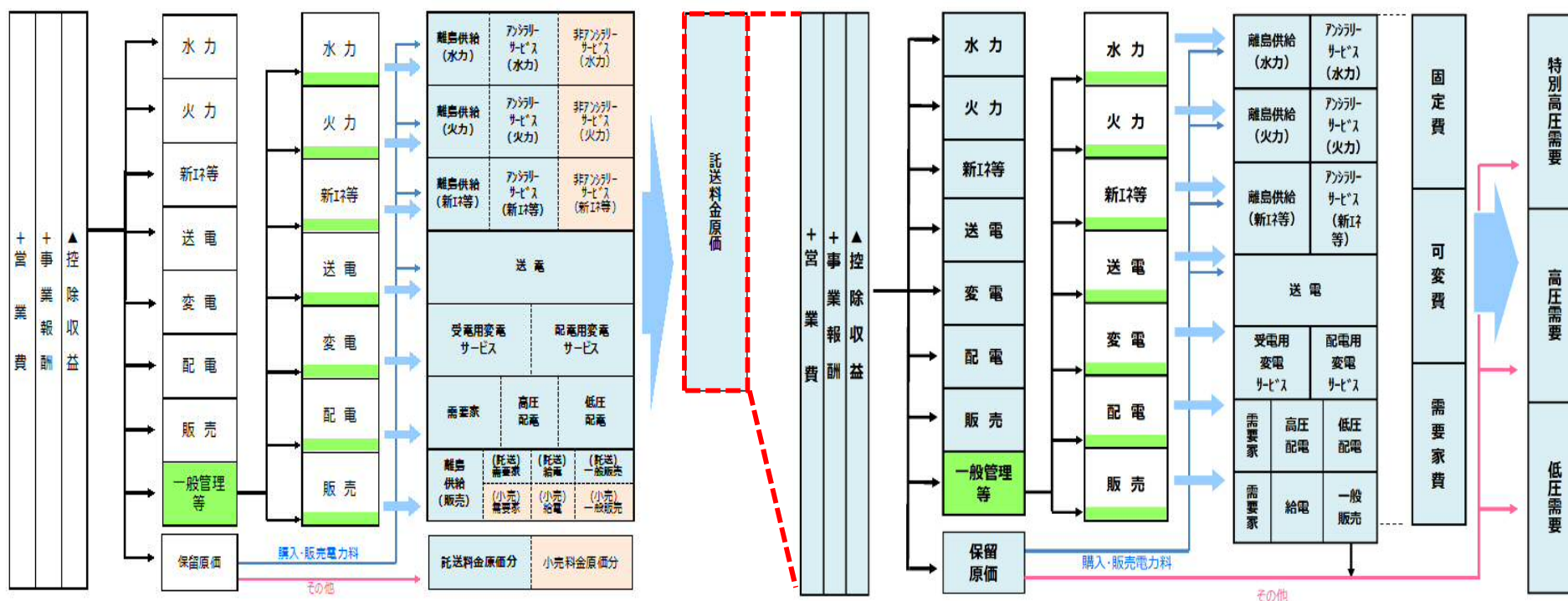
※¹：当社は託送料金算定上必要としない原子力発電費等の原価については算定していない。

※²：「電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令」

<個別原価計算フロー全体のイメージ>

① 総原価から託送料金原価を特定

② 新算定省令に従って託送料金原価を整理し、三需要種別に配分

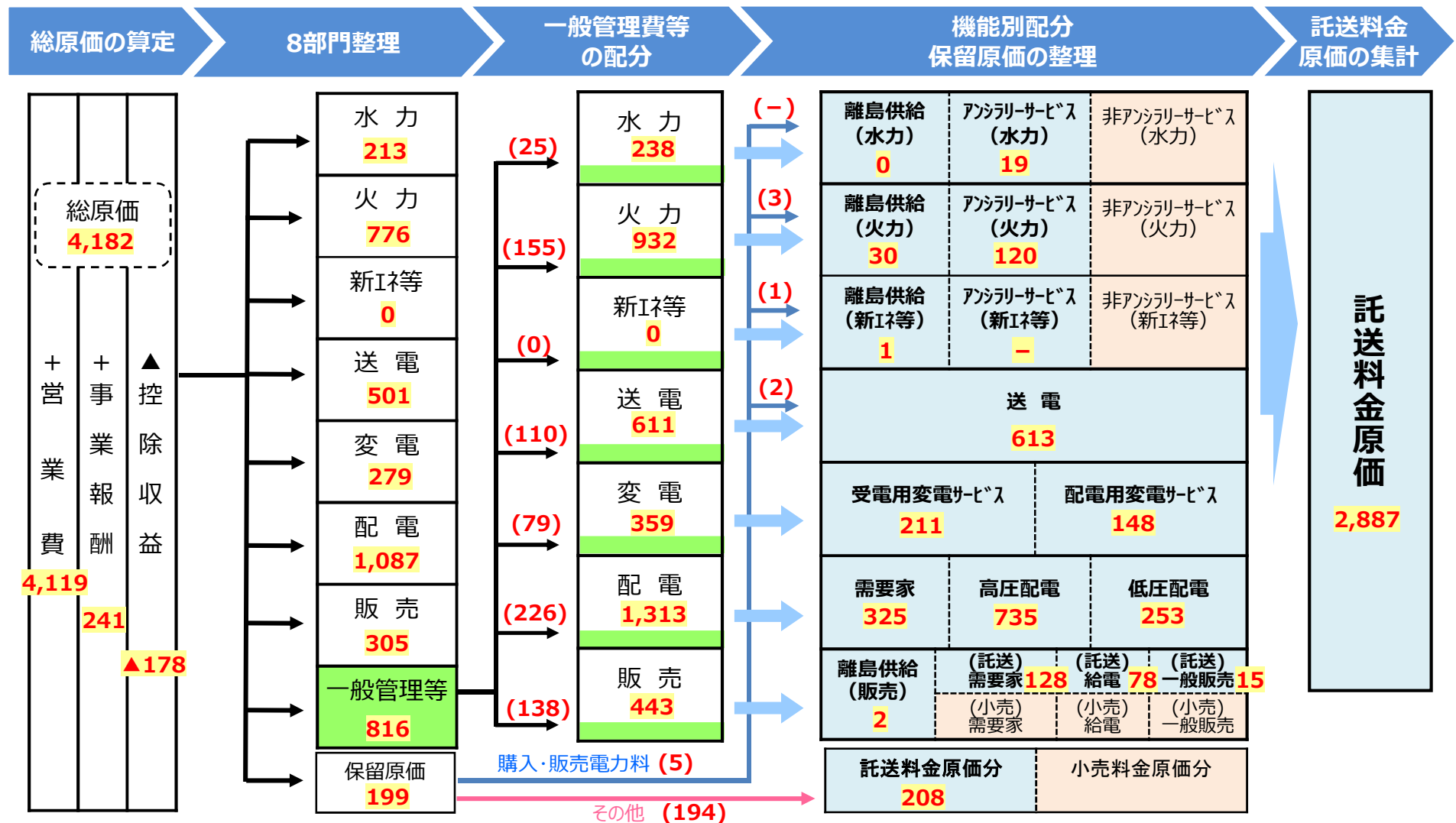


2. 総原価からの託送料金原価の特定について

- 総原価から託送料金原価を特定するにあたっては、現行の託送料金算定規則で規定された方法に準じ、以下のフローに沿って計算しています。
- また、発電・送配電の設備区分見直し等の制度変更についても、この計算を行う中で反映しています。

＜計算フローのイメージ＞

[金額の単位は億円、原価算定期間の平均、四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある（以下同じ）]



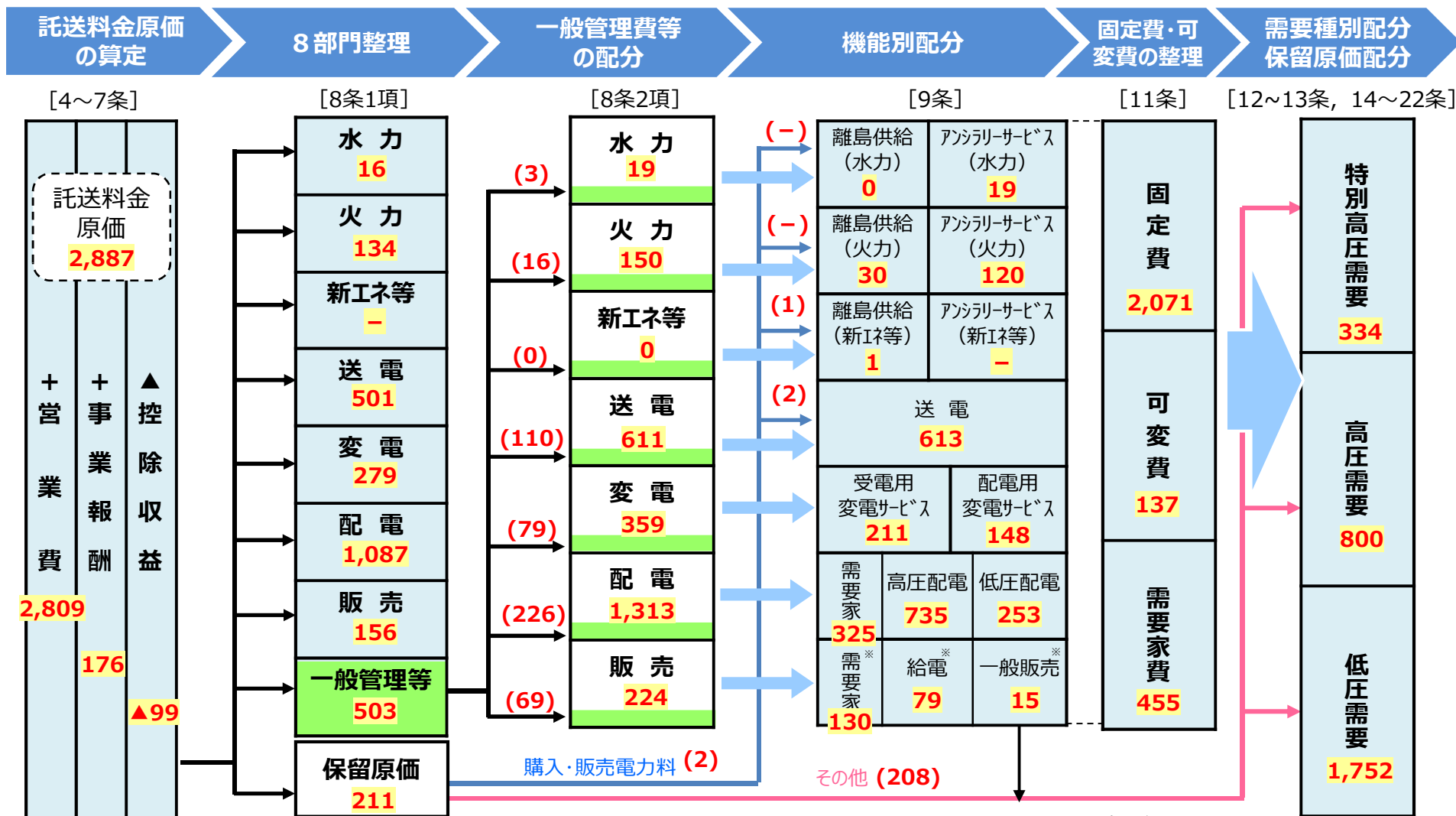
3. 新算定省令に基づく託送料金原価の配分

4

- 総原価から託送料金原価を特定した後，新算定省令に定められたルールに従い，託送料金原価をその機能や性質に応じて整理し，最終的に特別高圧・高圧・低圧の需要種別ごとの原価額を算定します。

<計算フローのイメージ>

(注) フロー図中の [] 内には，新算定省令のうち各計算プロセスに対応する規定の条文番号を記載。

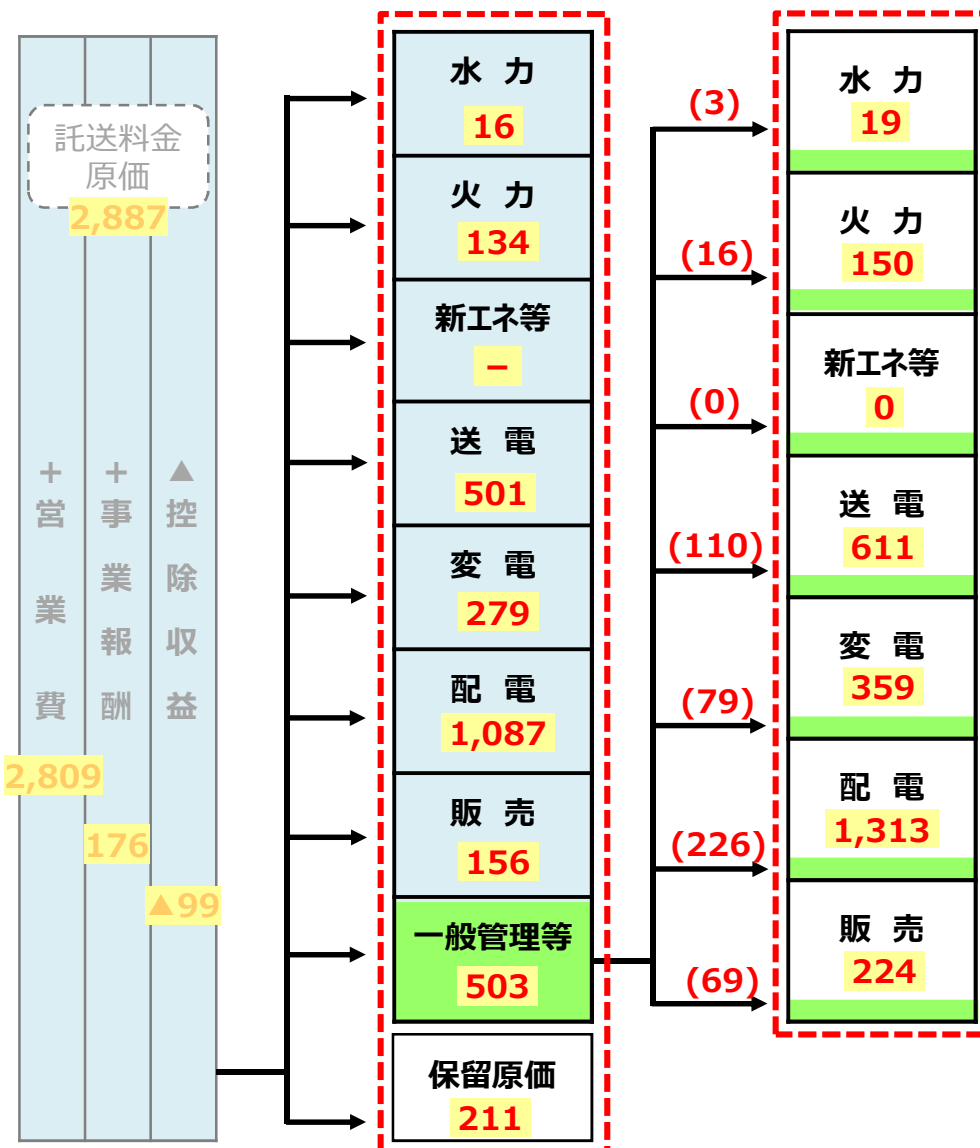


※ 離島供給に係る額を含む。

託送料金原価
の算定

① 8 部門整理

②一般管理費等
の配分



【① 8 部門整理】

[8条1項]

営業費等の費目ごとに、発生 の 主 因 を勘案（電気事業会計規則の会計整理の考え方に準拠）して水力発電費から一般管理費等の 8 部門に託送料金原価を整理※。

※ 一部の費目については、保留原価として 8 部門外に整理し、後工程で配分。

【②一般管理費等の配分】

[8条2項]

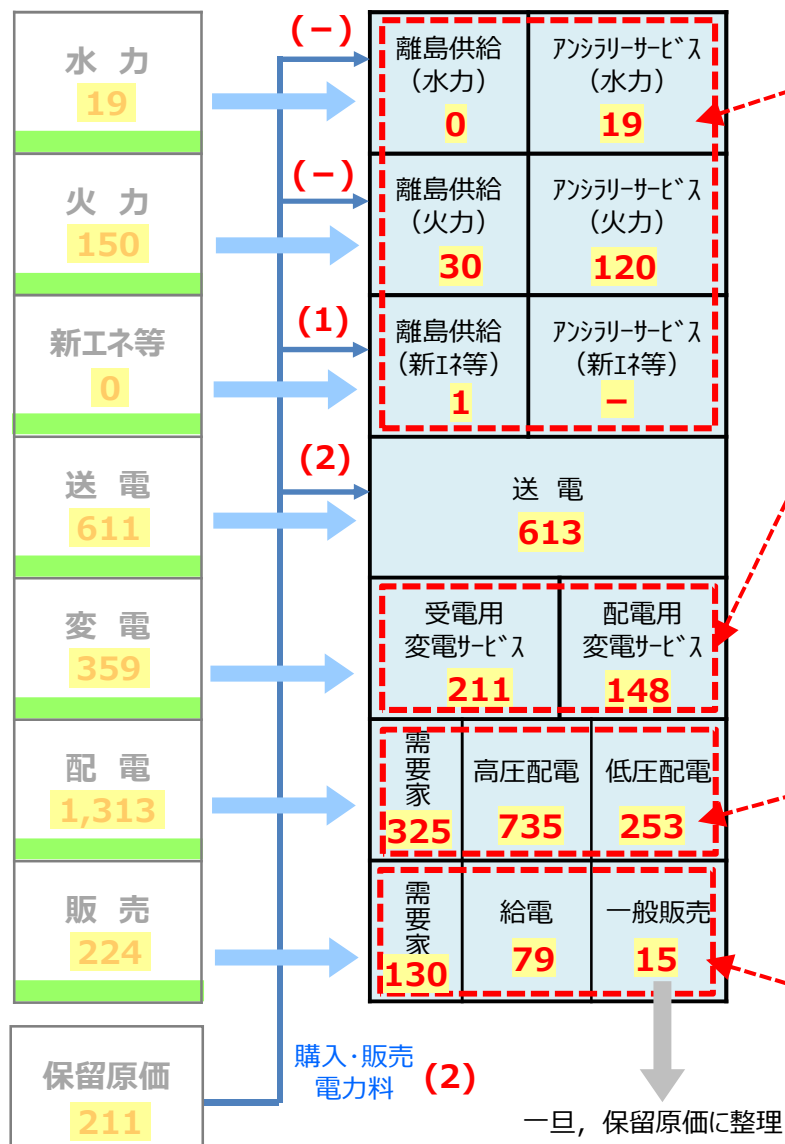
一般管理費等に整理された原価のうち、

- 水力発電費から販売費の 7 部門のいずれかの部門に特定できるものについては、当該部門に直接整理（直課）し、
- 直接整理できない残余については、各部門の人員数比・業務用建物床面積比等の比率により 7 部門に配分。

②一般管理費等の配分

③機能別配分 (機能の内容に応じた配分)

【③機能別配分】



<発電費> [9条1項1号]

水力・火力・新エネルギー等発電費を、直課および比率（離島の発電設備と本土の発電設備の帳簿原価比等）により、離島供給費とアンシラリーサービス費に配分。

<変電費> [9条1項2号]

変電費を、直課および比率（受電用変電設備と配電用変電設備の帳簿原価比等）により、受電用変電サービス費と配電用変電サービス費に配分。

<配電費> [9条1項3～4号]

配電費から、引込線・計器・電流制限器等に係るものを需要家費として抽出。

また、需要家費抽出後の配電費を高圧配電設備と低圧配電設備の帳簿原価比（建設費比）により高圧配電費と低圧配電費に配分。

<販売費> [9条1項5号]

販売費を、直課および比率（人員数比等）により、給電費・需要家費・一般販売費に配分。

③機能別配分 (機能の内容に応じた配分)

④固定費・可変費の整理

離島供給 (水力) 0	アンソラリーサービス (水力) 19	固定費 2,071
離島供給 (火力) 30	アンソラリーサービス (火力) 120	
離島供給 (新エネ等) 1	アンソラリーサービス (新エネ等) -	
送電 613		可変費 137
受電用 変電サービス 211	配電用 変電サービス 148	
需要家 325	高压配電 735	需要家費 455
	低压配電 253	
需要家 130	給電 79	
	一般販売 15	

【④固定費・可変費の整理】 [11条]

③で整理した託送料金原価のうち需要家費・一般販売費以外のものについて、以下のとおり整理。

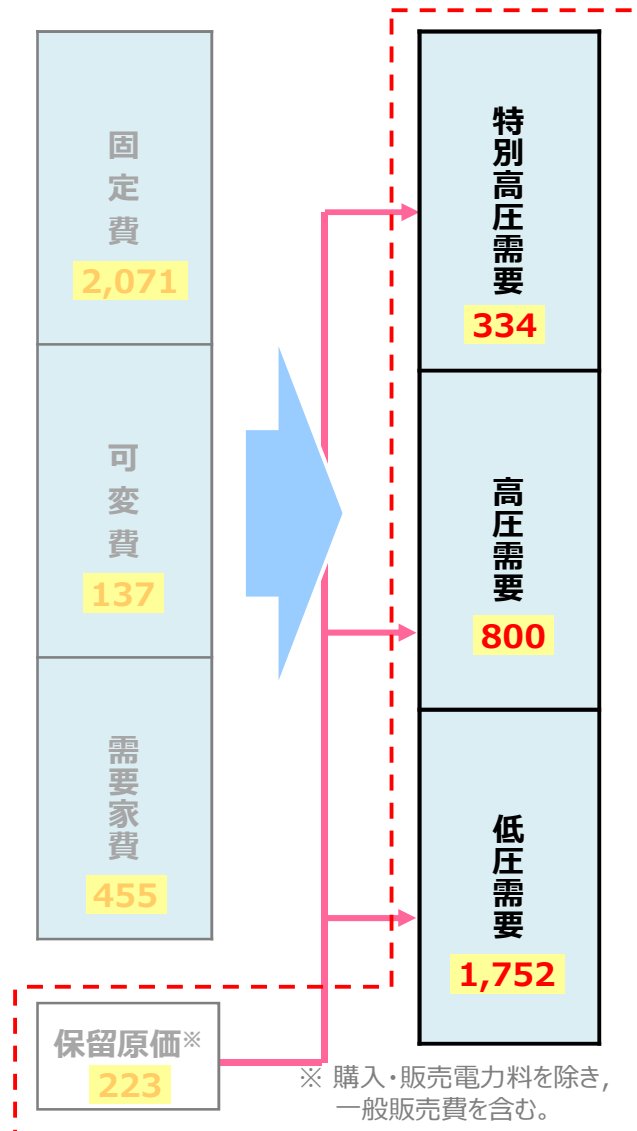
- 販売電力量の多寡に応じて変動しない費用を固定費として整理。
- 販売電力量の多寡に応じて変動する費用を可変費として整理。

〔固定費・可変費に整理する費目の具体例〕

固定費	人件費，減価償却費，電気事業報酬，購入電力料のうちの基本料金 等
可変費	燃料費，購入電力料のうちの電力量料金 等

④固定費・可
変費の整理

⑤需要種別配分
⑥保留原価配分

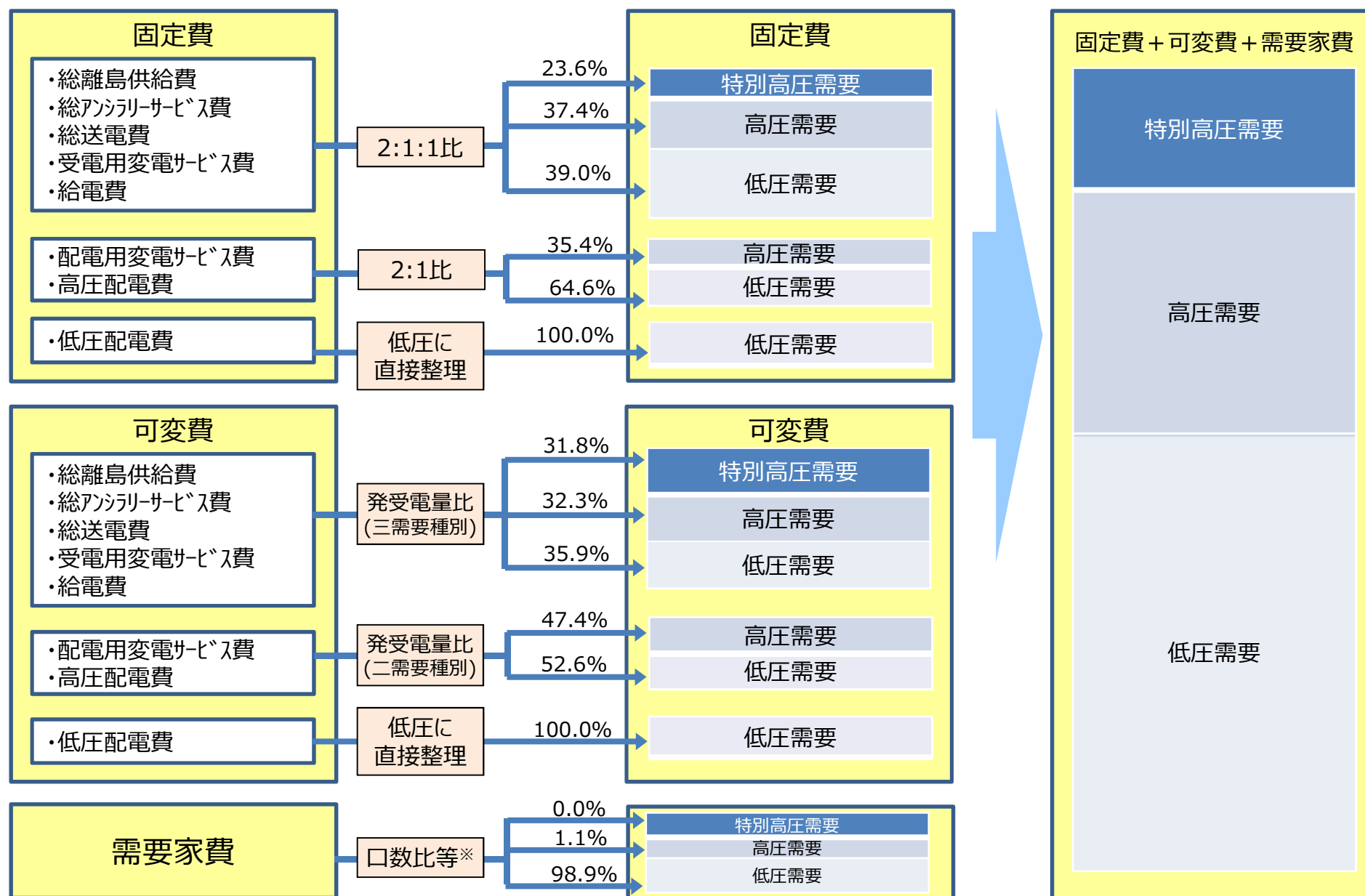


【⑤需要種別配分】 [12～13条]

④で整理した固定費・可変費および③で整理した需要家費を，それぞれ新算定省令の規定に従って算定した配分比率により，三需要種別に配分。
⇒9～13ページを参照。

【⑥保留原価配分】 [14～22条]

①で8部門外に整理した保留原価を，新算定省令の規定に従い，固定費・可変費・需要家費に分けた上で，三需要種別に配分。



※ 需要家費のうち、引込線・計器等に係るものの一部については、事業者設定基準を定めた上で、新算定省令で定められた口数比による配分以外の手法で需要種別配分を行っている。

第十二条 一般電気事業者は、送配電関連需要（当該一般電気事業者が自ら電気の供給を行う場合の需要をいう。以下同じ。）について、原価算定期間における次の各号に掲げる値を、三需要種別（第二号に掲げる値にあっては、二需要種別）ごとに、供給計画等を基に算定しなければならない。

- 一 最重負荷日の最大需要電力の平均値（以下「最大電力」という。）
 - 二 月ごとの契約電力を合計して得た値（以下「延契約電力」という。）
 - 三 四月一日から九月三十日までの期間の最重負荷日の最大尖頭負荷時における需要電力の平均値（第四項第三号において「夏期尖頭時責任電力」という。）
 - 四 十月一日から翌年三月三十一日までの期間の最重負荷日の最大尖頭負荷時における需要電力の平均値（第四項第四号において「冬期尖頭時責任電力」という。）
 - 五 その電気を供給する事業の用に供するために一般電気事業者が発電する電気の量及び他の者から受電する電気の量を合計して得た値から当該一般電気事業者がその一般送配電事業等を行うために使用する電気の量を控除して得た値の平均値（以下「発受電量」という。）
 - 六 月ごとの契約口数を合計して得た値（以下「口数」という。）
 - 七 販売電力量
- 2 一般電気事業者は、第四項又は第六項の算定を行う場合において、一般電気事業者の実情に応じた値により算定することが適当である場合であつて、あらかじめ、当該値を経済産業大臣に届け出たときは、第四項又は第六項の規定にかかわらず、当該値により算定することができる。当該値の届出があつた場合には、経済産業大臣は、これを公表しなければならない。
- 3 一般電気事業者は、第一項の規定により算定された値又は前項前段の値を基に、様式第六により、送配電関連需要明細を作成しなければならない。
- 4 一般電気事業者は、送配電関連需要について、第一項の規定により算定された値を基に、次の各号に掲げる割合を算定しなければならない。
- 一 三需要種別ごとの最大電力の当該最大電力を合計して得た値に占める割合
 - 二 二需要種別ごとの延契約電力の当該延契約電力を合計して得た値に占める割合
 - 三 三需要種別ごとの夏期尖頭時責任電力の当該夏期尖頭時責任電力を合計して得た値に占める割合
 - 四 三需要種別ごとの冬期尖頭時責任電力の当該冬期尖頭時責任電力を合計して得た値に占める割合
 - 五 三需要種別ごとの発受電量の当該発受電量を合計して得た値に占める割合
 - 六 二需要種別ごとの発受電量の当該発受電量を合計して得た値に占める割合
- 5 一般電気事業者は、送配電関連需要について、前項各号に掲げる割合を基に、次の各号に掲げる値を算定しなければならない。
- 一 三需要種別ごとに、前項第一号に掲げる割合に二を、同項第三号に掲げる割合に〇・五を、同項第四号に掲げる割合に〇・五を、同項第五号に掲げる割合に一をそれぞれ乗じて得た値を合計して得た値を、四で除して得た値
 - 二 二需要種別ごとに、前項第二号に掲げる割合に二を、同項第六号に掲げる割合に一をそれぞれ乗じて得た値を合計して得た値を、三で除して得た値
- 6 一般電気事業者は、送配電関連需要について、第一項第六号又は第七号に掲げる値を基に、次の各号に掲げる割合を算定しなければならない。
- 一 三需要種別ごとの口数の当該口数を合計して得た値に占める割合
 - 二 三需要種別ごとの販売電力量の当該販売電力量を合計して得た値に占める割合

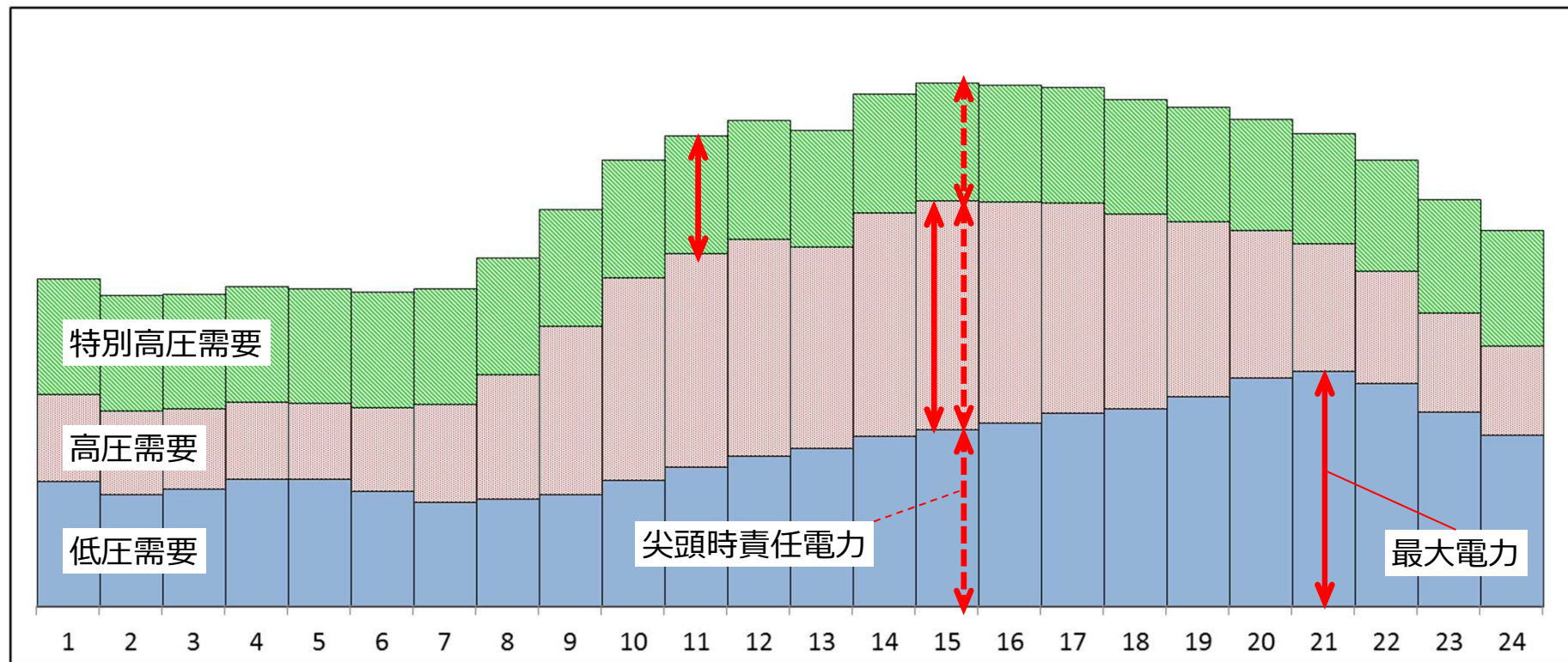
**2:1:1比
の算定**

2:1比の算定

2:1:1比 (%)

$$= (\text{最大電力ウェイト} \times 2 + \text{発受電量ウェイト} \times 1 \\ + \text{夏期尖頭時責任電力ウェイト} \times 0.5 + \text{冬期尖頭時責任電力ウェイト} \times 0.5) \div 4$$

<2:1:1比の算定諸元イメージ>



- ・ 最大電力 : 年間最大電力発生日（夏期）における需要種別ごとの最大電力
- ・ 尖頭時責任電力 : 夏期・冬期の最大電力発生日における需要種別ごとの需要電力

<2:1:1比の算定諸元>

	最大電力	発受電量 (三需要種別)	尖頭時責任電力		延契約電力
			夏期	冬期	
	(千kW)	(百万kWh)	(千kW)	(千kW)	(千kW)
特別高圧需要	2,472.1	20,216.8	2,462.3	2,200.4	-
高圧需要	4,771.4	20,507.9	4,771.4	3,541.7	85,161.0
低圧需要	4,893.2	22,777.1	3,677.6	4,780.0	204,747.0
計	12,136.7	63,501.8	10,911.3	10,522.1	289,908.0

(注) 原価算定期間の平均。

<各諸元の需要種別ごとのウェイトおよび2:1:1比>

	最大電力	発受電量 (三需要種別)	尖頭時責任電力		2:1:1比
			夏期	冬期	
特別高圧需要	20.369%	31.837%	22.567%	20.912%	23.579%
高圧需要	39.314%	32.295%	43.729%	33.660%	37.404%
低圧需要	40.317%	35.868%	33.704%	45.428%	39.017%
計	100.000%	100.000%	100.000%	100.000%	100.000%

<2:1:1比の算定（例：低圧需要）>

低圧需要の2:1:1比

$$\begin{aligned}
 &= (\text{最大電力ウェイト} \times 2 + \text{発受電量ウェイト} \times 1 + \text{夏期尖頭時責任電力ウェイト} \times 0.5 + \text{冬期尖頭時責任電力ウェイト} \times 0.5) \div 4 \\
 &= (40.317\% \times 2 + 35.868\% \times 1 + 33.704\% \times 0.5 + 45.428\% \times 0.5) \div 4 \\
 &= 39.017\%
 \end{aligned}$$

<2:1比の算定諸元>

	延契約電力	発受電量 (二需要種別)
	(千kW)	(百万kWh)
高圧需要	85,161.0	20,507.9
低圧需要	204,747.0	22,777.1
計	289,908.0	43,285.0

(注) 原価算定期間の平均。

<各諸元の需要種別ごとのウェイトおよび2:1比>

	延契約電力	発受電量 (二需要種別)	2:1比
高圧需要	29.375%	47.379%	35.376%
低圧需要	70.625%	52.621%	64.624%
計	100.000%	100.000%	100.000%

<2:1比の算定（例：低圧需要）>

低圧需要の2:1比

$$\begin{aligned}
 &= (\text{延契約電力ウェイト} \times 2 + \text{発受電量ウェイト} \times 1) \div 3 \\
 &= (70.625\% \times 2 + 52.621\% \times 1) \div 3 \\
 &= 64.624\%
 \end{aligned}$$

Ⅱ．レートメイクについて

1. 料金設定の基本的な考え方

15

- 託送料金は、新算定省令第25条の規定に基づき、以下の考え方を踏まえて設定しています。

①原価と料金収入の関係

…需要種別ごとの託送原価と原価算定期間の料金収入が一致するように料金を設定。

②料金制

…二部料金制を基本に小規模需要に対応した定額料金を設定。※1

③選択メニューの設定

…標準料金に加えて、送配電設備の効率的な利用を促す時間帯別料金を設定。

託送料金原価
(特別高圧)

=

託送料金収入
(特別高圧)

⇒

基本料金収入

電力量料金収入

⇒

特別高圧	基本料金(共通)			334.80円
	電力量料金	標準		0.98円
		時間帯別	昼間	1.05円
			夜間	0.87円

託送料金原価
(高圧)

=

託送料金収入
(高圧)

⇒

基本料金収入

電力量料金収入

⇒

高圧	基本料金(共通)			507.60円
	電力量料金	標準		2.67円
		時間帯別	昼間	2.98円
			夜間	2.22円

託送料金原価
(低圧)

=

託送料金収入
(低圧)

⇒

基本料金収入

電力量料金収入

定額制料金収入

⇒

電灯	基本料金(共通)※2			162.00円
	電力量料金	標準		8.87円
		時間帯別	昼間	10.03円
			夜間	7.18円

【接続送電サービス料金(消費税等相当額を含む)】

※1 1年未満の使用に応じた臨時料金や、同一事業者間の電気の融通に応じた自己託送料金等も設定。
(25ページ以降の託送料金単価表を参照)

※2 実量契約の場合の単価。

	接続送電サービス	臨時接続送電サービス	予備送電サービス
特別高圧	特別高圧 標準/時間帯別/従量	特別高圧 臨時	A B
高圧	高圧 標準/時間帯別/従量	高圧 臨時	
低圧 (0.4kVA)	電灯 標準/時間帯別/従量 電灯定額	動力 標準/時間帯別/従量 (3kVA) 電灯 臨時 電灯 臨時定額 動力 臨時 動力 臨時定額	(5kW)

※予備送電サービスは、契約者が予備電線路の利用を希望される場合に適用。

※定額料金の適用範囲は、現行の供給約款における定額料金の適用範囲を踏まえて設定。

2. 料金単価の算定フロー

17

- 料金単価は、以下の手順で算定しています。

① 託送料金で回収する原価から基本料金回収額を先取りし、原価算定期間の託送契約電力で除して基本料金単価を算定。

② 基本料金回収額を控除した残りの原価(低圧は定額料金回収額も控除)を原価算定期間の託送電力量で除して電力量料金単価を算定。



※託送料金で回収する原価には、近接性評価割引制度による割引額を含む。

※低圧託送料金原価の電灯・動力への配分は、費用配賦における三需要種別への配分方法に準じて配分している。

※定額料金算定時の「平均単価」は託送料金原価を託送電力量で除した値で、「電力量」は電源開発促進税法取扱通達に規定されている時間数に基づき算定。

3. 基本料金単価の設定

18

- 低圧の基本料金単価は、制度設計ワーキンググループにおける以下の整理を踏まえて設定しています。
 - ・経過措置約款料金の個別料金メニューの単価を超えるような設定を認めるべきではない。
 - ・現行の供給約款料金で最低料金制を用いている会社の低圧託送料金は、基本料金を一律とすることが考えられる。
- 高圧・特別高圧の基本料金単価は、現行単価を据え置きました。(引下げは電力量料金に反映)

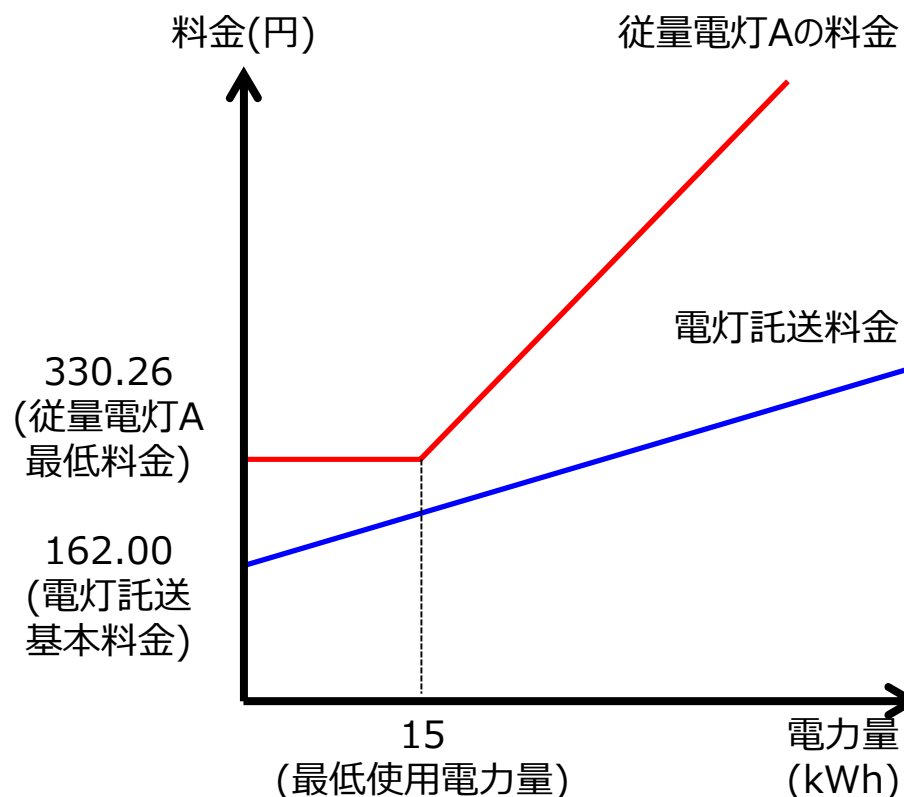
【低圧託送料金と供給約款料金(消費税等相当額を含む)】

託送約款	電灯	基本料金(6kWまで)	162.00円
		電力量料金	8.87円
	動力	基本料金(1kWにつき)	464.40円
		電力量料金	5.94円

供給約款	電灯	最低料金(15kWhまで)	330.26円
		電力量料金 (15kWh超120kWhまで)	20.34円
	動力	基本料金(1kWにつき)	1,090.80円
		電力量料金(その他季)	13.43円

※低圧の契約電力決定方法は、スマートメーターの計量結果に基づく実量契約と主開閉器容量に基づく主開閉器契約の選択制としています。(上表の託送約款の基本料金単価は実量契約の場合の単価)

《契約電力6kW以下の場合の料金比較》



4. 時間帯別メニューの電力量料金単価の設定

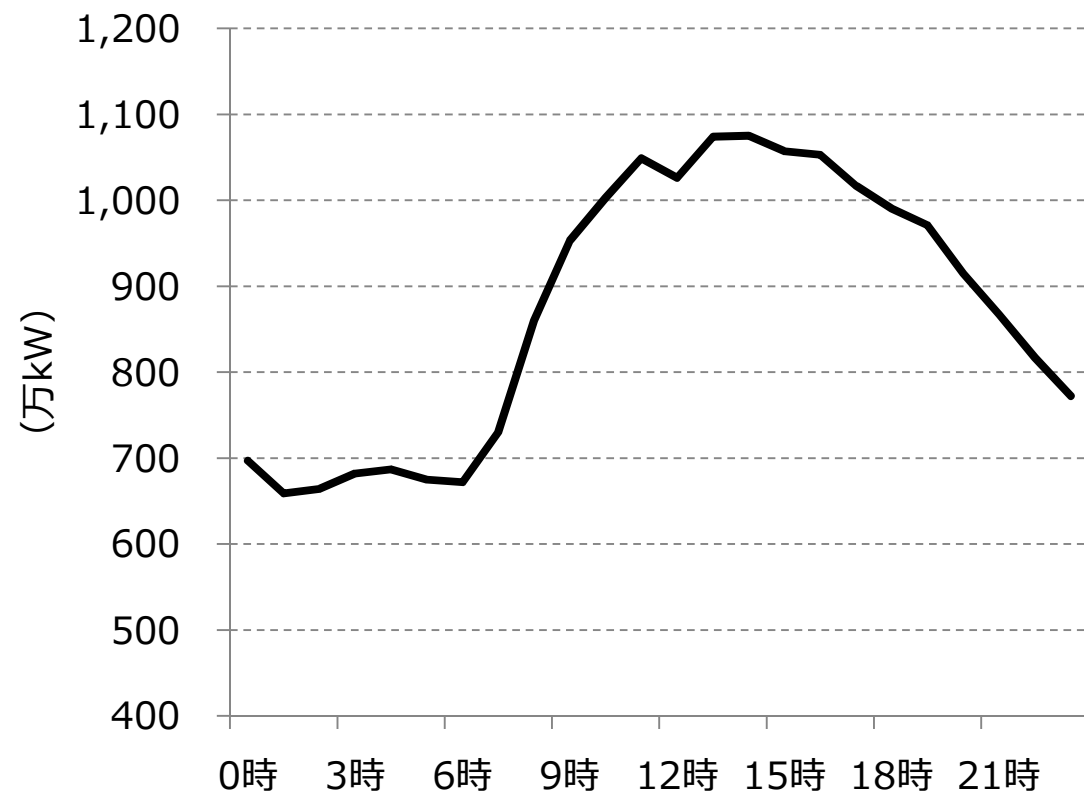
19

- 時間帯別メニューの電力量料金単価は、系統全体のピークが昼間に発生していることを踏まえ、昼間時間と夜間時間の送配電設備の利用状況の格差を反映して設定しました。

【接続送電サービスの電力量料金単価(消費税等相当額を含む)】

				単価
低圧	電灯	標準		8.87円
		時間 帯別	昼間	10.03円
			夜間	7.18円
	動力	標準		5.94円
		時間 帯別	昼間	6.71円
			夜間	4.85円
高圧		標準		2.67円
		時間 帯別	昼間	2.98円
			夜間	2.22円
特別 高圧		標準		0.98円
		時間 帯別	昼間	1.05円
			夜間	0.87円

【平成27年度の夏季ピーク時の需要カーブ(中国電力)】



(参考)低圧小売料金における託送料金の水準

20

	1ヶ月の使用量	電気料金 (消費税等相当額を含む)	託送料金相当額 (消費税等相当額を含む)
従量電灯 A	300kWh	7,727円 (474円)	2,823円
ファミリータイム〔プランⅡ〕 (契約容量：6kVA マイコン容量：2kVA)	550kWh 〔デイトタイム 94kWh ファミリータイム 186kWh ナイトタイム 270kWh〕	11,233円 (869円)	4,706円
低圧電力 (契約電力：8kW 力率：90%)	560kWh	16,694円 (884円)	7,041円

※電気料金には燃料費調整額を含まず、再生可能エネルギー発電促進賦課金を含みます。また、電気料金欄の()は再生可能エネルギー発電促進賦課金を再掲しています。

※託送料金相当額には、離島ユニバーサルサービス調整額を含みません。

※従量電灯Aの電気料金には口座振替割引を反映しています。

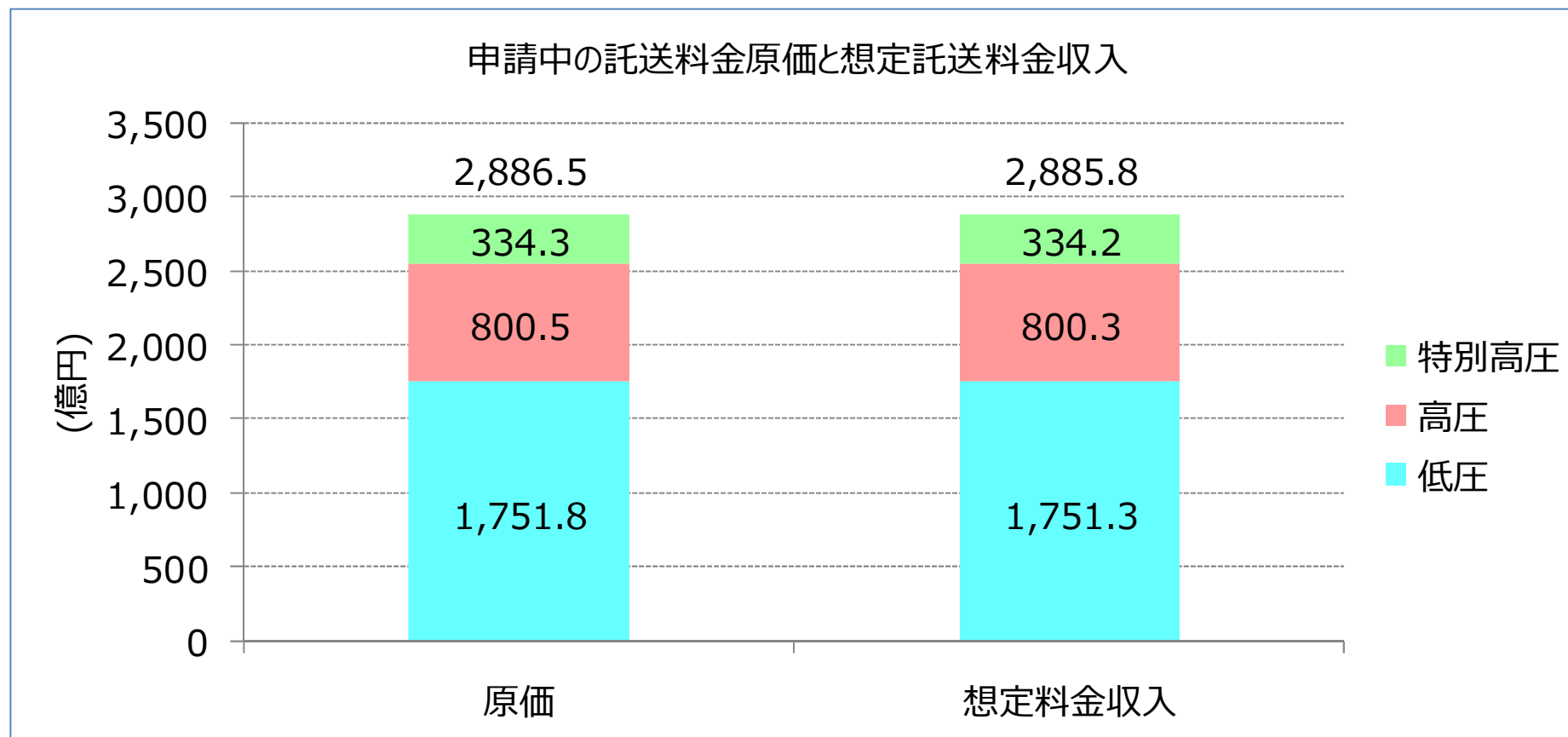
※ファミリータイム〔プランⅡ〕の電気料金には口座振替割引、マイコン割引および電化住宅割引を反映しています。また、電力量料金はその他季の電力量料金単価で算定しています。

※低圧電力の電気料金には力率割引を反映しています。また、電力量料金はその他季の電力量料金単価で算定しています。

5. 原価と想定料金収入との関係

21

- 託送料金は、新算定省令に基づき、特別高圧・高圧・低圧の需要種別ごとに、配分された原価を料金収入が超えないように設定しています。



※金額は原価算定期間(H28～30年度)の平均

6. 離島ユニバーサルサービス調整制度

22

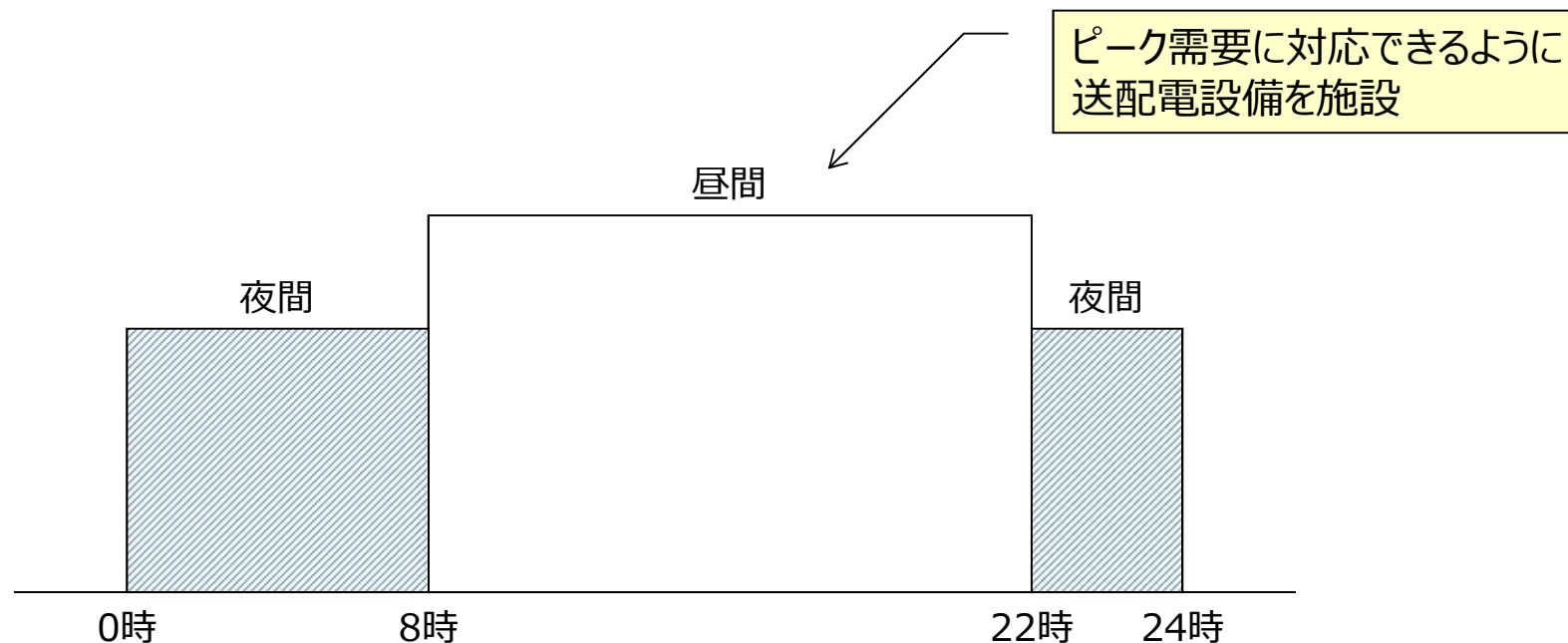
- 当社は、離島供給に係る燃料費を託送料金原価に計上することに伴い、燃料価格の変動分を託送料金に反映する「離島ユニバーサルサービス調整制度」を導入します。
- 離島ユニバーサルサービス調整制度の基準価格や基準単価は、新算定省令第29条に基づいて算定しています。

【離島ユニバーサルサービス調整の前提諸元】

		単位	諸元値
離島平均燃料価格	基準価格	円/kℓ	42,600
	上限価格	円/kℓ	63,900
換算係数	α	—	1.0000
離島基準単価(全電圧共通)		円/kWh	0.001

- 適正な力率を維持するためには、発電・送配電・需要のそれぞれの地点で力率を適切に管理する必要があるため、託送供給等約款では、発電場所・需要場所のそれぞれで適正な力率を維持していただくことを規定しています。
- なお、低圧動力託送については、負荷設備管理に係る小売電気事業者・一般送配電事業者の業務負担軽減の観点や、低圧動力需要のボリュームから系統に与える影響が小さいこと等を踏まえ、力率割引制度は設定しないこととしました。(平均評価がすでに基本料金単価に反映されています)

- 託送料金算定省令では、送配電関連設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営が見込まれる場合には、標準的なメニューと異なる料金を設定することができることとされています。
- 当社では、系統全体では昼間に需要のピークが発生しており、昼間から夜間への負荷移行によって送配電設備の効率的な利用に資することを踏まえ、特別高圧および高圧と同様に、系統全体の設備利用状況に基づき、低圧の時間帯別接続送電サービス料金を設定しています。



【低圧 接続送電サービス】

				単 位	料金単価(消費税等相当額を含む)	
					新単価	現行単価
電灯定額接続 送電サービス	電灯 料金	10Wまで		1灯	34円88銭	—
		10Wをこえ20Wまで		1灯	69円78銭	—
		20Wをこえ40Wまで		1灯	139円55銭	—
		40Wをこえ60Wまで		1灯	209円33銭	—
		60Wをこえ100Wまで		1灯	348円87銭	—
		100Wをこえる50Wまでごとに		1灯	174円44銭	
	小型 機器 料金	50VAまで		1機器	104円21銭	—
		50VAをこえ100VAまで		1機器	208円41銭	—
		100VAをこえる50VAまでごとに		1機器	104円21銭	—
電灯標準接続 送電サービス	基本 料金	実量契約	最初の6kWまで	1送電サービス	162円00銭	—
			6kWをこえる1kWにつき	1kW	54円00銭	—
		主開閉器 契約	最初の6kVAまで	1送電サービス	129円60銭	—
			6kVAをこえる1kVAにつき	1kVA	43円20銭	—
	電力量料金			1kWh	8円87銭	—

※実際の料金等は，経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

(参考)託送料金単価表

26

【低圧 接続送電サービス】

				単 位	料金単価(消費税等相当額を含む)	
					新単価	現行単価
電灯時間帯別 接続送電サー ビス	基本 料金	実量契約	最初の6kWまで	1送電サービス	162円00銭	－
			6kWをこえる1kWにつき	1kW	54円00銭	－
		主開閉器 契約	最初の6kVAまで	1送電サービス	129円60銭	－
			6kVAをこえる1kVAにつき	1kVA	43円20銭	－
	電力量料金		昼間時間	1kWh	10円03銭	－
			夜間時間	1kWh	7円18銭	－
電灯従量接続送電サービス				1kWh	11円52銭	－
動力標準接続 送電サービス	基本 料金	実量契約		1kW	464円40銭	－
		主開閉器契約		1kW	378円00銭	－
	電力量料金			1kWh	5円94銭	－
動力時間帯別 接続送電サー ビス	基本 料金	実量契約		1kW	464円40銭	－
		主開閉器契約		1kW	378円00銭	－
	電力量料金		昼間時間	1kWh	6円71銭	－
			夜間時間	1kWh	4円85銭	－
動力従量接続送電サービス				1kWh	13円55銭	－

※実際の料金等は，経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

【低圧 臨時接続送電サービス】

			単 位	料金単価(消費税等相当額を含む)	
				新単価	現行単価
電灯臨時定額 接続送電サー ビス	50VAまで		1日につき	3円09銭	－
	50VAをこえ100VAまで		1日につき	6円19銭	－
	100VAをこえ500VAまでの場合 100VAまでごとに		1日につき	6円19銭	－
	500VAをこえ1kVAまで		1日につき	61円85銭	－
	1kVAをこえ3kVAまでの場合 1kVAまでごとに		1日につき	61円85銭	－
電灯臨時接続 送電サービス	基本料金	最初の6kVAまで	1送電サービス	電灯標準接続 送電サービス (主開閉器契 約)の料金率を 10%割り増しし たもの	－
		6kVAをこえる1kVAにつき	1kVA		
	電力量料金		1kWh		
動力臨時定額接続送電サービス			1kW1日につき	88円61銭	－
動力臨時接続 送電サービス	基本料金		1kW	動力標準接続 送電サービス (主開閉器契 約)の料金率を 20%割り増しし たもの	－
	電力量料金		1kWh		

※実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

【高圧・特別高圧 接続送電サービス】

			単 位	料金単価(消費税等相当額を含む)	
				新単価	現行単価
高圧標準接続 送電サービス	基本料金		1kW	507円60銭	507円60銭
	電力量料金		1kWh	2円67銭	2円79銭
高圧時間帯別 接続送電サ- ビス	基本料金		1kW	507円60銭	507円60銭
	電力量料金	昼間時間	1kWh	2円98銭	3円17銭
		夜間時間	1kWh	2円22銭	2円25銭
高圧従量接続送電サービス			1kWh	10円98銭	11円10銭
ピークシフト割引(高圧)			1kW	430円92銭	430円92銭
特別高圧標準 接続送電サ- ビス	基本料金		1kW	334円80銭	334円80銭
	電力量料金		1kWh	98銭	1円12銭
特別高圧時間 帯別接続送電 サービス	基本料金		1kW	334円80銭	334円80銭
	電力量料金	昼間時間	1kWh	1円05銭	1円18銭
		夜間時間	1kWh	87銭	1円03銭
特別高圧従量接続送電サービス			1kWh	6円47銭	6円61銭
ピークシフト割引(特別高圧)			1kW	284円04銭	284円04銭

※実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

【高圧・特別高圧 臨時接続送電サービス】

		単 位	料金単価(消費税等相当額を含む)	
			新単価	現行単価
高圧臨時接続 送電サービス	基本料金	1kW	高圧標準接続 送電サービスの 料金率を20% 割り増ししたもの	高圧標準接続 送電サービスの 料金率を20% 割り増ししたもの
	電力量料金	1kWh		
特別高圧臨時 接続送電サー ビス	基本料金	1kW	特別高圧標準 接続送電サー ビスの料金率を 20%割り増し したもの	特別高圧標準 接続送電サー ビスの料金率を 20%割り増し したもの
	電力量料金	1kWh		

※実際の料金等は，経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

【高圧・特別高圧 予備送電サービス】

		単 位	料金単価(消費税等相当額を含む)	
			新単価	現行単価
高圧	予備送電サービスA	1kW	75円60銭	75円60銭
	予備送電サービスB	1kW	145円80銭	145円80銭
特別高圧	予備送電サービスA	1kW	60円48銭	62円64銭
	予備送電サービスB	1kW	88円56銭	90円72銭

※実際の料金等は，経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

【近接性評価割引】

	単 位	料金単価(消費税等相当額を含む)	
		新単価	現行単価
高・低圧電源(受電電圧が標準電圧6,000V以下の場合)	1kWh	52銭	9銭 (特高・高压)
特高電源(受電電圧が標準電圧6,000Vをこえ100,000V以下の場合)	1kWh	48銭	
基幹系電源(受電電圧が標準電圧100,000Vをこえる場合)	1kWh	24銭	

※実際の料金等は，経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

【インバランス料金】

- 現在，インバランス料金は一般電気事業者の電源コストをもとに設定していますが，平成28年4月以降は託送料金算定省令にもとづき卸電力取引所の取引価格等をもとに算定される金額を適用することとなり，託送供給等約款にもその旨を規定しています。